

○京丹後市指定通所介護事業所条例

平成16年4月1日

条例第146号

(設置)

第1条 市民に対し、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項の規定による通所介護事業及び同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業を実施するため、京丹後市指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
京丹後市網野デイサービスセンター	京丹後市網野町網野385番地の1

(管理及び運営)

第3条 市長は、事業所を常に良好な状態にあるように管理し、第1条の設置目的に応じて効率的に運営するよう努めなければならない。

(事業)

第4条 事業所は、第1条の設置目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第3項に規定する事業
- (2) その他市長が必要と認める事業

(利用対象者)

第5条 事業所を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第4号に規定する者は、第1号から第3号までに規定する者の利用に支障をきたさない場合に限り利用できるものとする。

- (1) 介護保険法第19条に規定する認定を受けた者
- (2) 介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等
- (3) 老人福祉法第10条の4第1項第2号に規定する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者（介護する者を含む。）

(利用の制限)

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業所の利用の制限、停止又は退去を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があるとき。

(利用料等)

第7条 事業の提供を受けた者は、厚生労働大臣が定める基準による利用料（第5条第2号に該当する者にあつては、市長が別に定める利用料）を納付しなければならない。ただし、市から居宅介護サービス費、介護予防サービス費又は介護予防生活支援サービス費が支給された場合は、それを除いた額とする。

2 市長は、次に掲げる費用について、実費の額の範囲内において規則で定める額を徴収するものとする。

(1) 食費

(2) おむつ代

(3) 前2号に掲げるもののほか、第1条に規定する通所介護事業又は第1号通所事業のなかで提供されるサービスのうち日常生活上の便宜の提供に係る費用であつて、利用者が負担することが適当と認められる費用

3 市長は、低所得者で特に生計の維持が困難な者のうち、必要と認める者に対しては、第1項に規定する利用料及び前項に規定する費用の全部又は一部を免除することができる。

(損害賠償)

第8条 利用者は、その責めに帰すべき理由により事業所の施設又は設備を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第9条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に事業所の管理に関する業務を行わせることができる。

2 前項に規定する指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 事業所の施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 事業所の施設内外の原状回復に関する業務

(3) 第4条に規定する事業に関する業務

(4) 事業所の利用料等の徴収に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 前項の規定により市長が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行わせる場合における第3条から第6条まで並びに第7条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の管理の基準)

第10条 指定管理者は、次に掲げる基準により管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、この条例及び規則を遵守し、適正に事業所の管理を行うこと。
- (2) 事業所の設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。

(利用料金の収受)

第11条 市長は、相当と認めるときは、指定管理者に、事業所の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を地方自治法第244条の2第8項の規定により、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、利用者は当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 前項に規定する利用料金の額は、第7条第1項に規定する利用料及び同条第2項に掲げる費用について利用者が事業の利用に要する実費の合計額とする。
- 4 前項に規定する実費の額は、第7条第2項に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の網野町健康福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成13年網野町条例第23号）又は弥栄町指定通所介護事業実施要綱（平成12年弥栄町要綱第13号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月30日条例第37号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月6日条例第7号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条中第5条第2項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年4月1日条例第42号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月27日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月25日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律83号）附則第11条の規定により旧介護保険法第8条の2第7項の規定がなおその効力を有することとされる期間における改正後の第1条及び第5条第2項の規定の適用については、第1条中「通所介護事業」とあるのは「通所介護事業、同法第8条の2第7項の規定による介護予防通所介護事業」と、第5条第2項第3号中「通所介護事業」とあるのは「通所介護事業、介護予防通所介護事業」とする。

附 則（令和7年10月7日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

○京丹後市指定通所介護事業所条例施行規則

平成16年4月1日

規則第108号

(目的)

第1条 この規則は、京丹後市指定通所介護事業所条例（平成16年京丹後市条例第146号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、京丹後市指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業所が行う事業（以下「事業」という。）は、条例第5条に規定する利用対象者に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第3条 事業の運営方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 通所介護計画又は介護予防通所介護相当サービス個別計画に基づきこの事業を利用する者（以下「利用者」という。）の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (2) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行うものとする。
- (3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供をするものとする。
- (4) 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するとともに、特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じその特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。
- (5) 第1号通所事業（条例第1条に規定する第1号通所事業をいう。）においては、利用者の心身機能の改善を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出すための支援を行う。

(職種、職務内容及び職員数)

第4条 事業所に勤務する職員（以下「職員」という。）の職種、職務内容及び職員数は、

次のとおりとする。

職種	職務内容	網野デイサービスセンター
1 管理者	事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。	1 人
2 生活相談員	利用者及び家族の相談に応じるとともに、適切なサービスが提供できるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。	1 人以上
3 看護職員 (看護師又は 准看護師のい ずれかとす る。)	健康観察等を行うことにより、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者の通所介護計画又は介護予防通所介護相当サービス個別計画に基づく適切な看護を行う。	1 人以上
4 介護職員	利用者の心身の状況を的確に把握し、利用者の通所介護計画又は介護予防通所介護相当サービス個別計画に基づく適切な介護を行う。	4 人以上
5 機能訓練指導員	利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するため、必要な機能訓練サービスを行う。	1 人以上
6 調理師	利用者の心身の状況に応じて栄養を考慮しながら、調理を行い、食事を提供する。	1 人以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長（条例第9条第1項に規定する指定管理者に事業所の管理に関する業務を行わせる場合にあつては、指定管理者。以下第12条及び第13条において同じ。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 営業日 月曜日から金曜日まで。ただし、12月31日から翌年の1月3日までの日を除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで
(利用定員)

第6条 事業の利用定員は、30人とする。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助等を行う。

- ア 排泄の介助
- イ 食事の介助
- ウ 入浴の介助
- エ 移動の介助
- オ その他必要な身体の介護

- (2) 健康状態の確認

- (3) 機能訓練サービス

利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身機能の活性化を図るための次のサービスを提供する。

- ア 日常生活動作に関する訓練
- イ レクリエーション活動
- ウ 趣味活動（小グループ活動）
- エ 行事的活動
- オ 体操

- (4) 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については、専用車両により送迎を行うとともに、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行う。

- (5) 入浴サービス（一般浴槽による入浴）

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ア 一般浴及びリフト浴による入浴を利用者の状態により行う。
- イ 必要に応じて、衣服着脱、身体の清拭、洗髪、洗身及びその他の介護を行う。

- (6) 食事サービス

利用者の状態に応じた食事形態とし、食事摂取及びその他必要な食事の介助を行う。

- (7) 相談、助言

利用者及びその家族に対し、日常生活における介護等に関する相談助言を行う。

(8) 口腔機能向上サービス

利用者の状態に応じ口腔清掃の実施及び摂食・嚥下機能向上に関するサービスを提供する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、京丹後市の区域とする。

(計画の作成等)

第9条 通所介護計画又は介護予防通所介護相当サービス個別計画(以下この条において「計画」という。)の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 事業の提供を開始する場合には、利用者の心身の状況、個別ニーズ及び家族等介護者の状況を十分に把握し、居宅サービス計画、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントに沿った内容の計画を作成する。

(2) 計画の作成及び変更をする場合には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

(3) 利用者に対し、計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理・評価を行う。

(サービス提供記録の記載)

第10条 サービスを提供したときは、その提供日、内容、当該サービスについて利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額及びその他必要な事項を記録する。

(費用の額)

第10条の2 条例第7条第2項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例第7条第2項第1号の食費 1回につき650円

(2) 条例第7条第2項第2号のおむつ代 実費額

(3) 条例第7条第2項第3号の費用 実費額

(利用料等の軽減)

第11条 条例第7条第3項の規定による利用料及び費用の軽減対象者は、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証(以下「確認証」という。)の交付を受けた者とする。

2 軽減の額は、利用料等に確認証記載の減額割合を乗じた額とする。

3 軽減を受けようとする者は、事業所の管理者に対し確認証を提示しなければならない。

(施設利用に当たっての留意事項等)

第12条 利用者は、次に掲げる事項について留意すること。

- (1) 酒気を帯びての施設利用及び施設内での飲酒をしてはならないこと並びに指定場所以外で喫煙してはならないこと。
- (2) マッチ、ライター等を持ち込まないこと。
- (3) 営業行為、宗教の勧誘及び政治活動を行ってはならないこと。
- (4) 他の利用者に迷惑を及ぼさないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に指示した事項に従うこと。

(損傷等の届出等)

第13条 利用者は、当該施設の設備等を汚損、損傷又は亡失（以下「損傷等」という。）したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、施設の損傷等をした者に対し、損害賠償を命ずることができる。

(苦情処理)

第14条 事業に関する利用者等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置及び利用者等に対する説明等、必要な措置を講じるものとする。

(緊急時における対応方法)

第15条 事業の実施中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第16条 事業の実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等適切な措置を講じるものとする。

2 管理者は、常に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとるものとする。

3 管理者は、非常災害に備え、定期的に消火、通報及び避難の訓練を行うものとする。

4 管理者は、感染症や非常災害の発生時において、事業を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第17条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 前項の規定は、職員が当該事業所を退職した後も適用する。

(衛生管理)

第18条 事業に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じなければならない。

2 職員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(虐待の防止)

第19条 管理者は、利用者の人権を擁護し、又は虐待の発生若しくはその再発を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の網野町指定通所介護事業所管理運営規則(平成14年網野町規則第1号)又は弥栄町指定通所介護事業所運営規程(平成12年弥栄町規程第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年9月30日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条の次に1条を加える改正規定及び第11条の改正規定は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成17年12月12日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月24日規則第8号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第10条の2第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年4月1日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月29日規則第14号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第15号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日規則第13号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月16日規則第41号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の京丹後市指定通所介護事業所条例施行規則第4条の表1管理者の項、2生活指導員の項、4介護職員の項、6調理師及び第7条の項の規定は、平成24年4月1日から適用し、同表3看護職員の項及び5機能訓練指導員の項の規定は、平成25年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前になされた事業所に勤務する各施設の職員及び事業に関する手続その他の行為は、この規則による改正後の京丹後市指定通所介護事業所条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成27年2月27日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第32号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第16号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第13号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月11日規則第15号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年10月7日規則第47号）

この規則は、令和7年10月7日から施行する。